

第13回

ふじさわサイクルプラン 推進連絡協議会

令和2年2月13日（木）

本日の内容

1. 令和元年度の取組みと令和2年度の予定
2. 藤沢駅周辺の自転車走行空間づくり
3. 藤沢市自転車活用推進計画（中間報告）
4. 藤沢市自転車走行空間のあり方の改定について



藤 沢 市

1. 令和元年度の取組みと令和2年度の予定

～はしる～

➤ 令和元年度の取組み：鵜沼海岸線

鵜沼海岸線



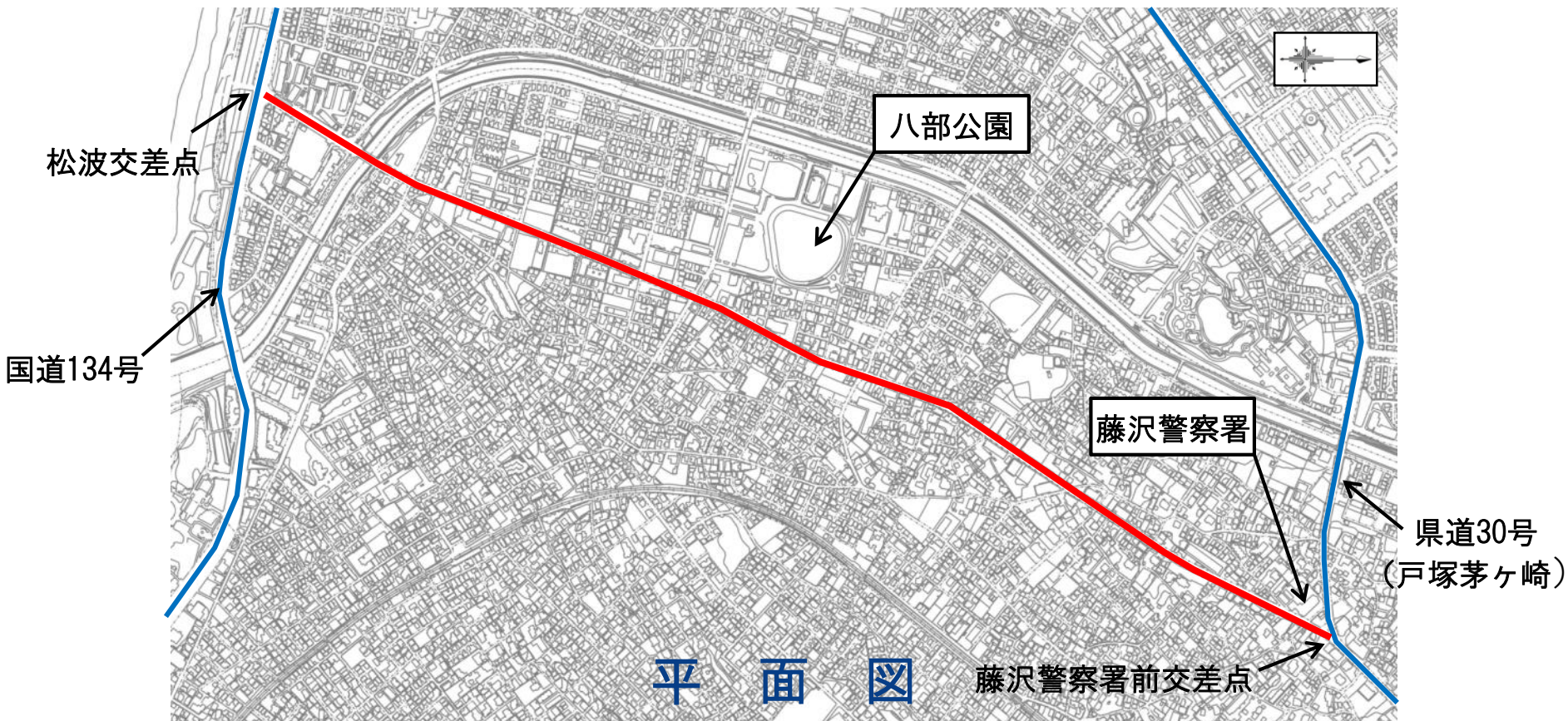
位置図

➤ 令和元年度の取組み：鵠沼海岸線

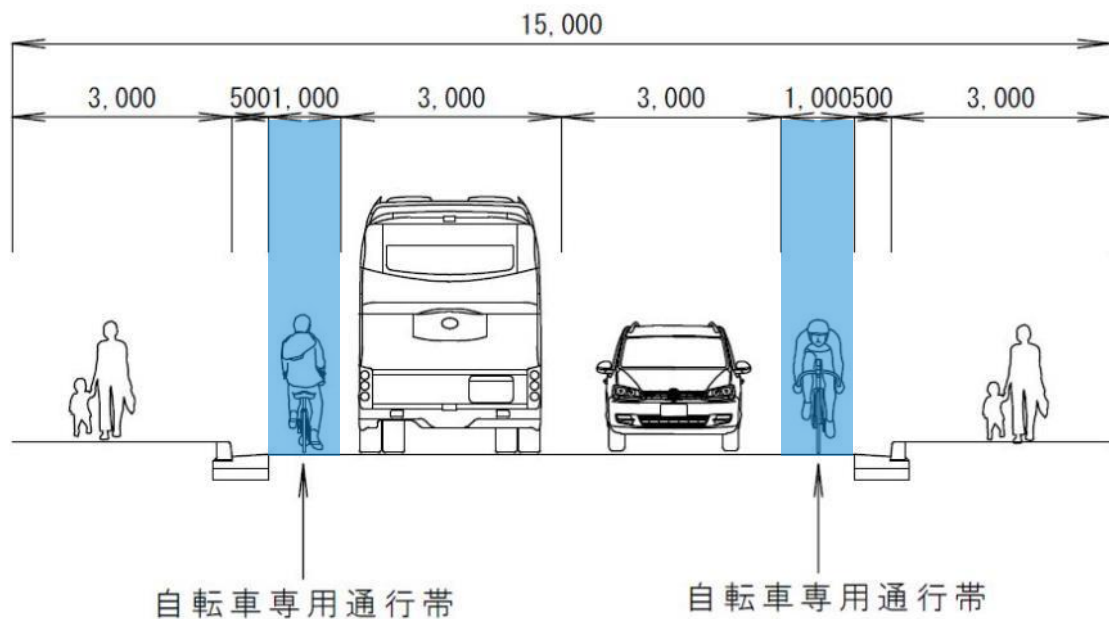
□事業概要

延長 約2,000m

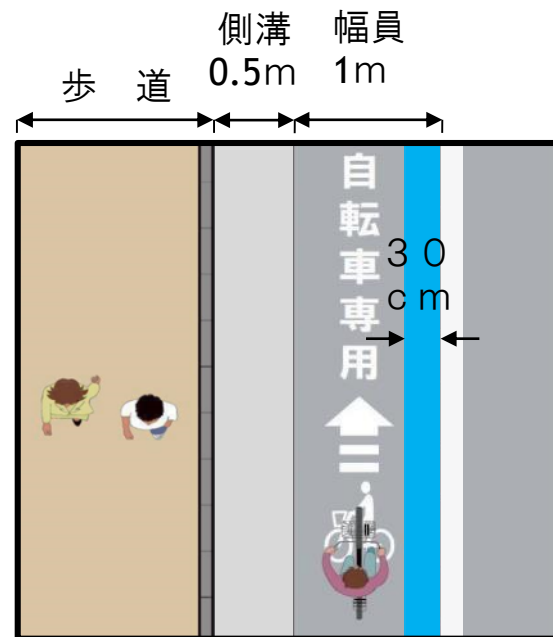
自転車専用通行帯



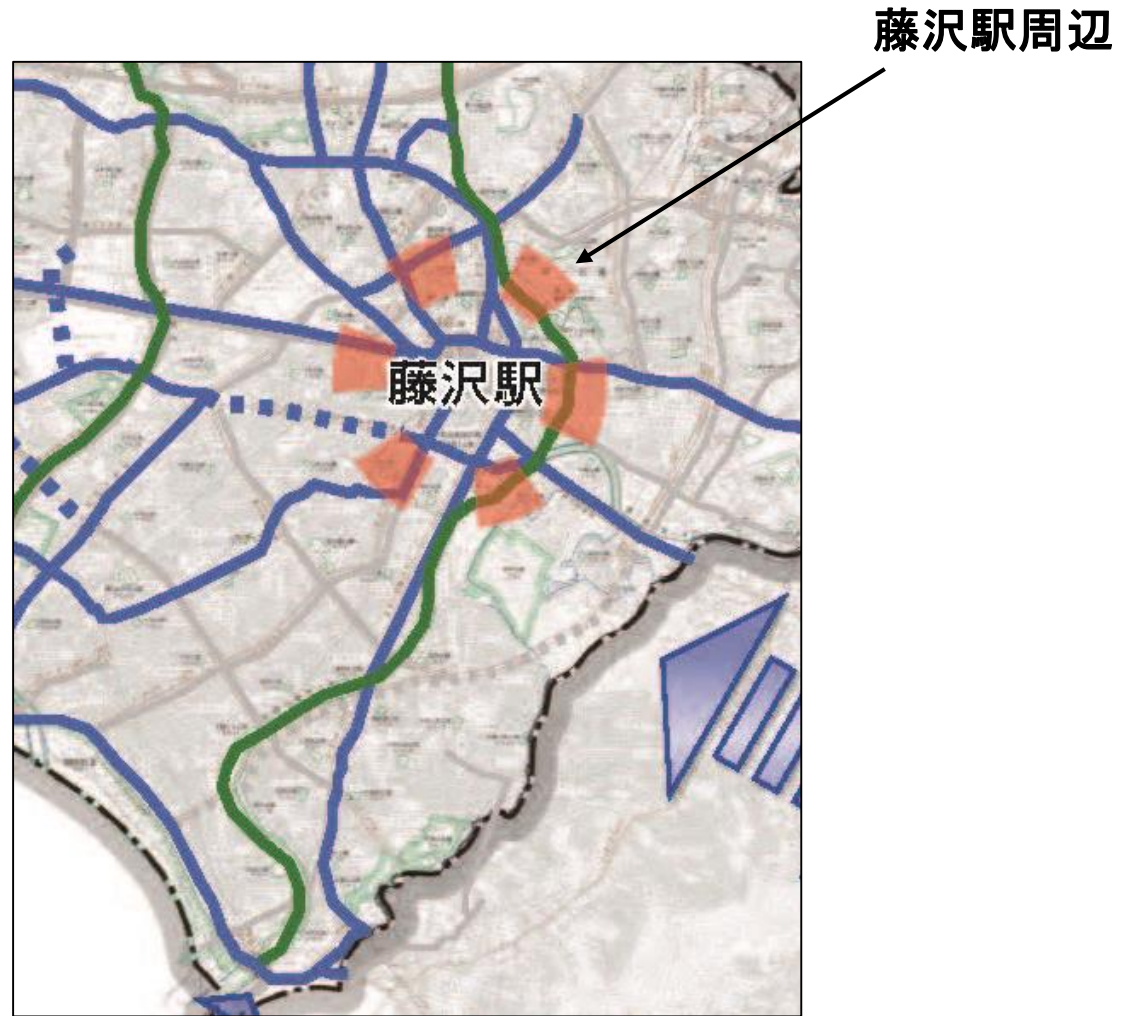
➤ 令和元年度の取組み：鵜沼海岸線 計画断面図



整備イメージ図



➤ 令和2年度の予定：藤沢駅周辺

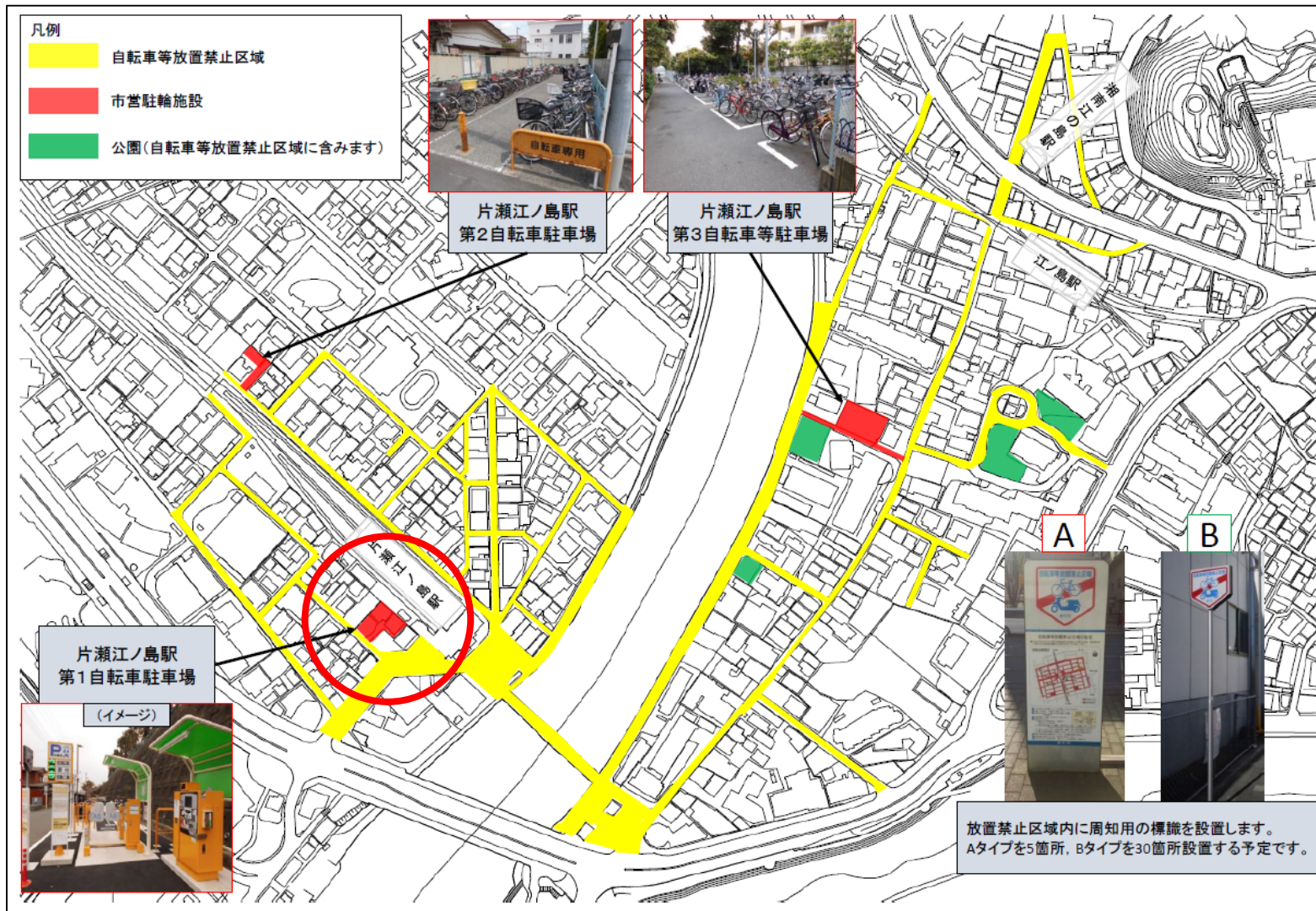


位置図

1. 令和元年度の取組みと令和2年度の予定

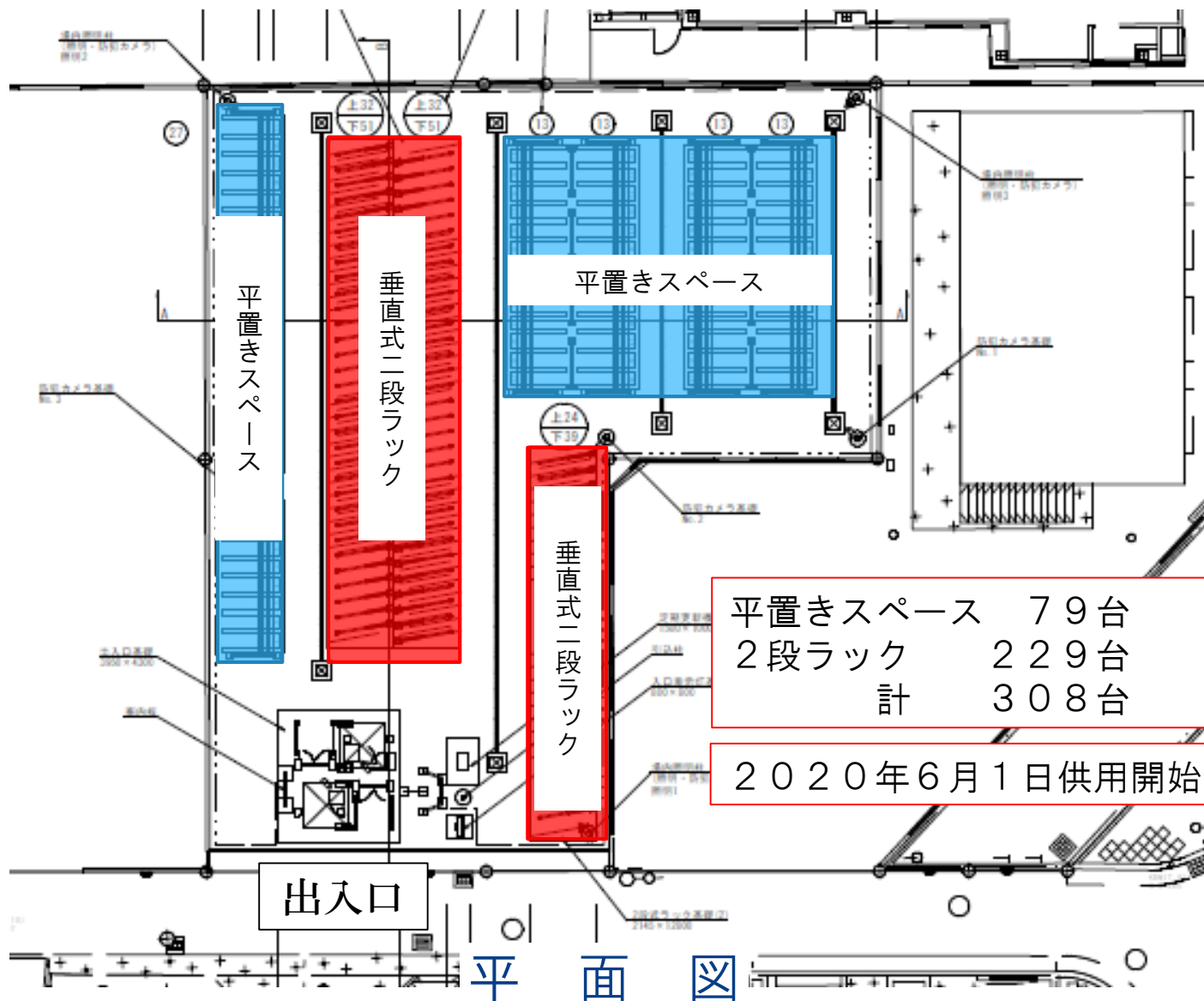
～とめる～

➤ 令和元年度の取組み：片瀬江ノ島駅第1自転車駐車場



位置図

➤ 令和元年度の取組み：片瀬江ノ島駅第1自転車駐車場



平置きスペース	79台
2段ラック	229台
計	308台

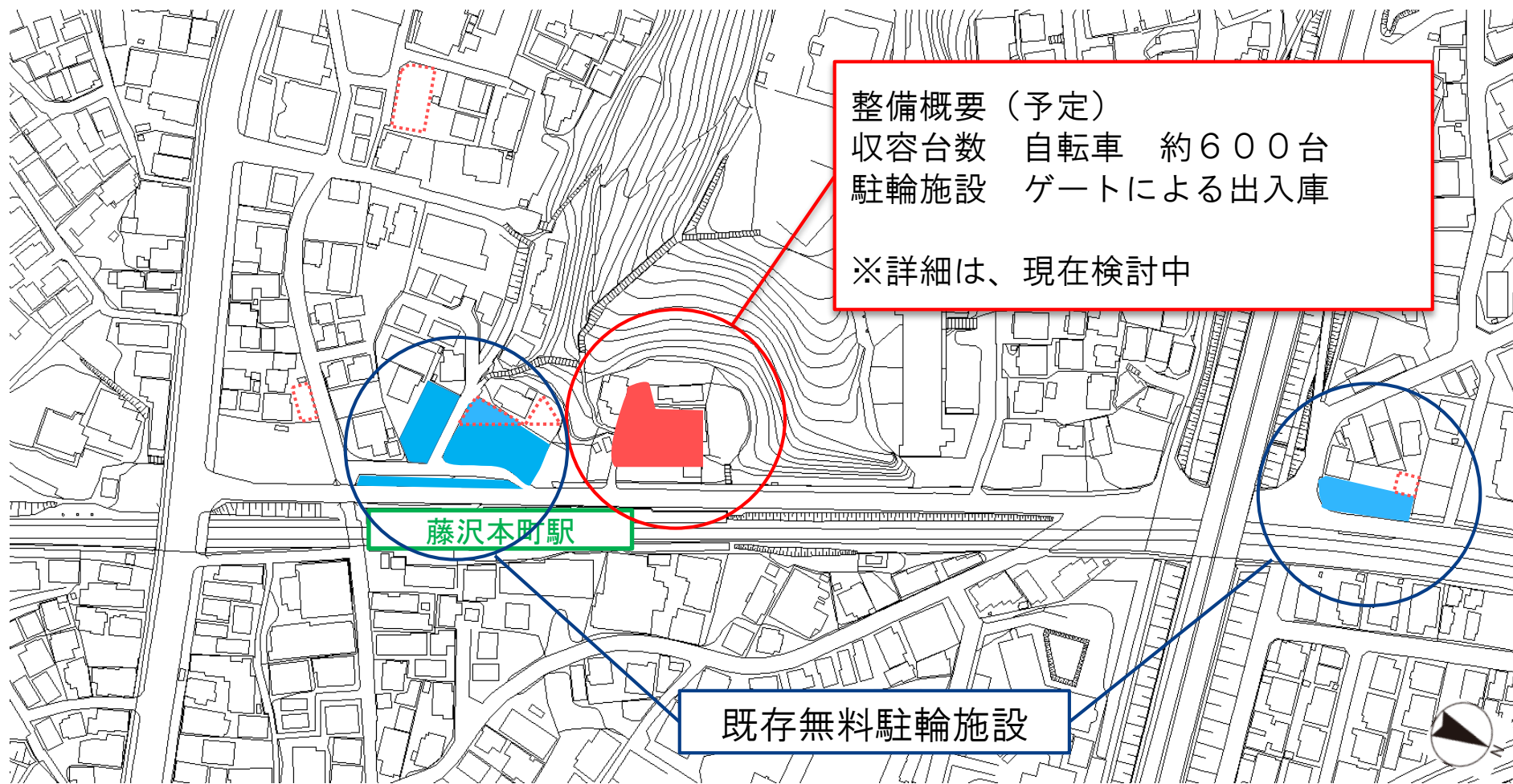
2020年6月1日供用開始予定

平面図

➤ 令和2年度の予定：片瀬江ノ島駅第3自転車等駐車場



➤ 令和2年度の予定：藤沢本町駅自転車等駐車場



1. 令和元年度の取組みと令和2年度の予定

～つかう～

■ サイクルアンドバスライド施設の利用状況 「湘南ライフタウンバス停」

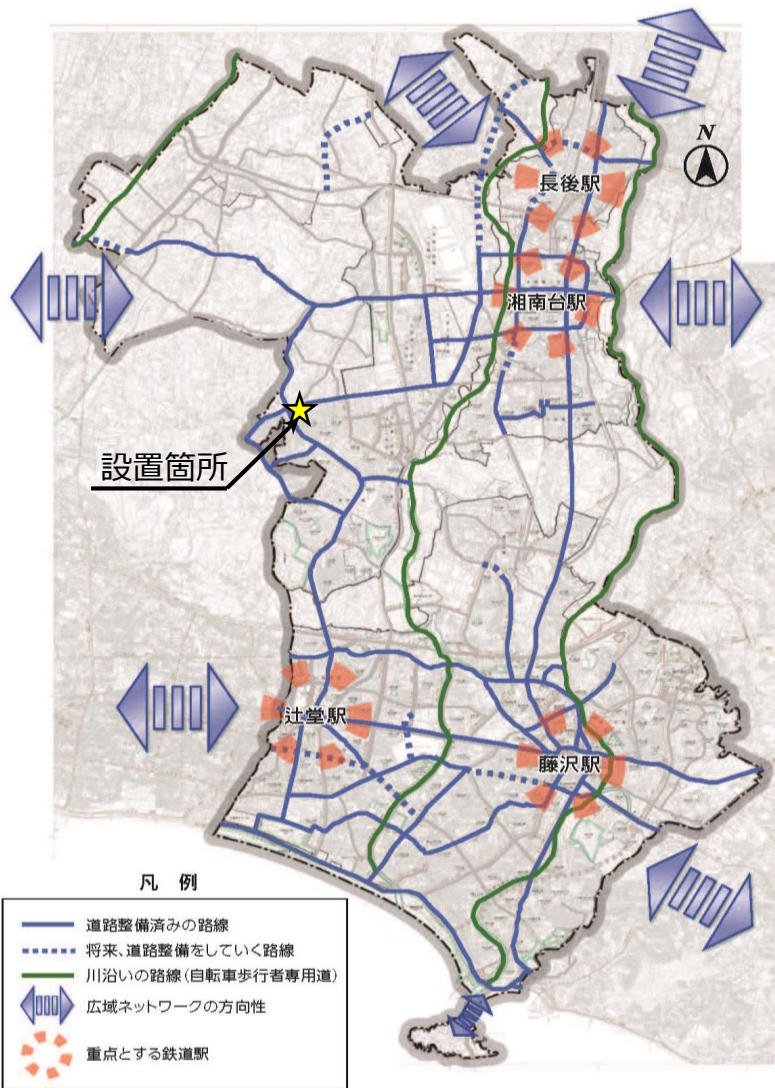


写真 「湘南ライフタウンバス停」
サイクルアンドバスライド施設

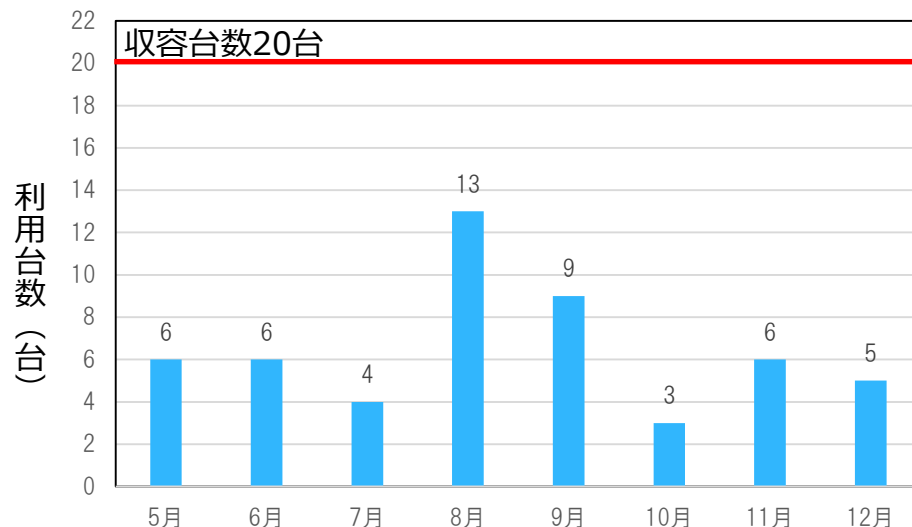


図 設置位置図

図 利用台数の推移

■ サイクルアンドバスライド施設の利用状況 「矢尻バス停」

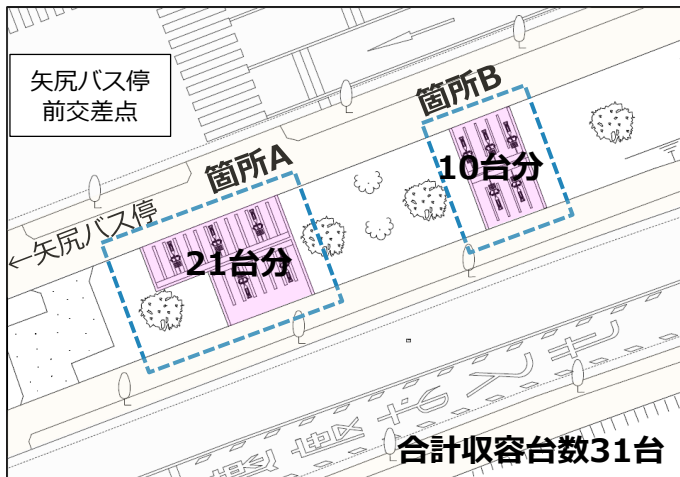


図 施設配置図



写真 「矢尻バス停」
サイクルアンドバスライド施設

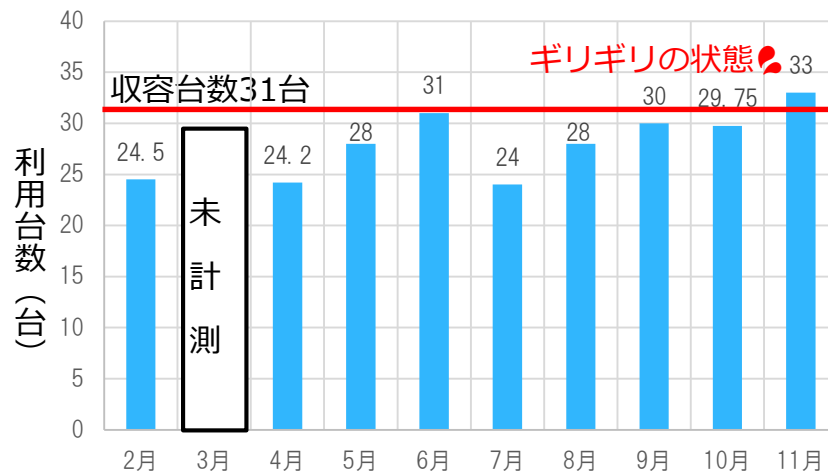


図 利用状況の推移

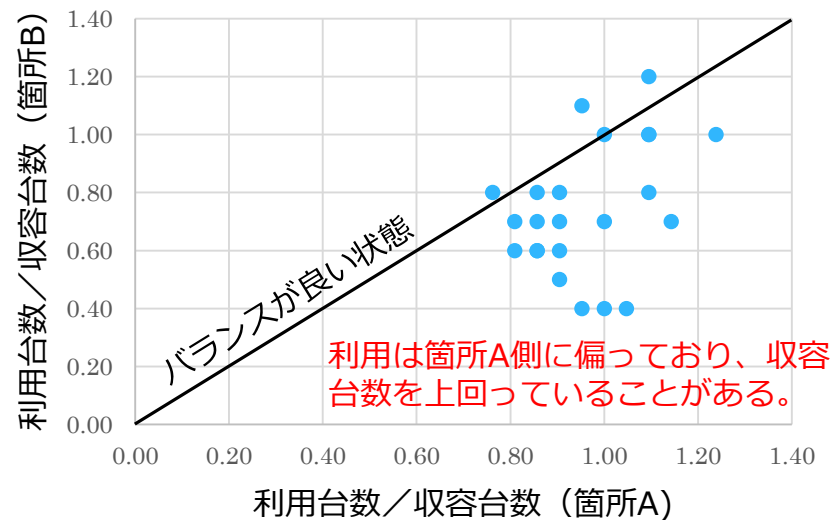


図 箇所ごとの利用状況

利用状況を踏まえ、令和2年度に自転車ラックを設置し、箇所Aバス停側の収容台数を6台増加予定。

■ サイクルアンドバスライド施設のアンケート調査

調査概要

- 目的：施設の効果や有効性の検証
- 期間：10月2日から10月16日まで
- 対象者：サイクルアンドバスライド施設利用者
(湘南ライフタウンバス停、矢尻バス停)
- 配布方法：自転車に用紙を直接取付け
(期間中は随時追加)
- 回収方法：施設内に設置した回収箱に投函

	湘南ライフタウン	矢尻
配布人数	8人	45人
回収人数	3人 (回収率38%)	11人 (回収率24%)
自家用車からの転換	3人のうち1人	11人のうち4人

3年前のアンケートと同等に約1 / 3が自家用車による移動から転換したことを確認

■ アンケート調査の結果（利用者からの意見）

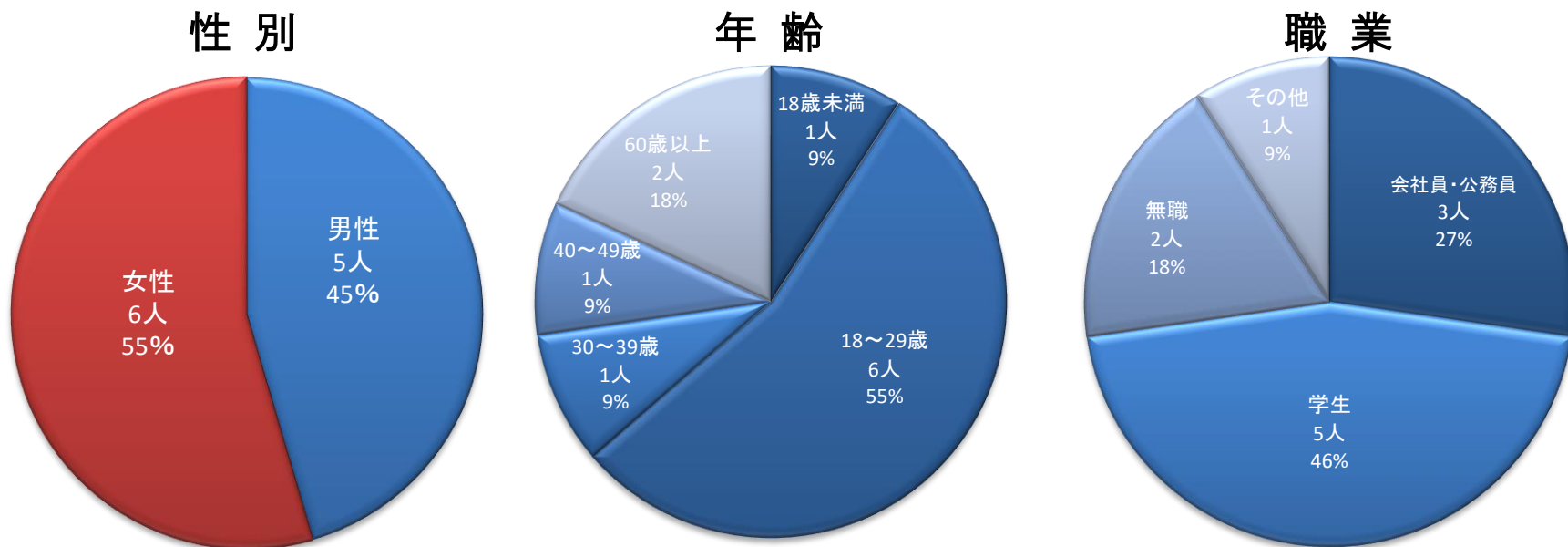
湘南ライフタウンバス停

- ◆ 今までは保育園への送迎のために自転車もしくは車を取りに自宅に帰っていた。時間短縮になり、かなり助かっている。今後は、辻堂方面にもできたらありがたい。（30代、女性）
- ◆ 土日祝日の出勤時の朝、自宅近くのバス停からはバスが無いので本当に助かっている。（40代、女性）

矢尻バス停

- ◆ 時間がないときに利用している。（20代、男性）
- ◆ もっとバス停に近い位置があると便利。（20代、男性）
- ◆ 過密なので、もう少し広げてほしい。（30代、男性）
- ◆ とても便利に利用させてもらっている。（20代、男性）
- ◆ とても助かっている。（20代、女性）
- ◆ とてもいい施設。（20代、男性）
- ◆ 矢尻はバス停が近いので便利。駐輪場があるのはとても良い。
（60代以上、男性）

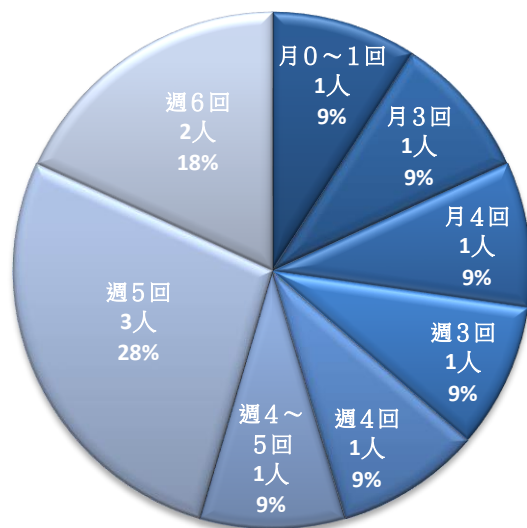
■ アンケート調査の結果（矢尻バス停） （1）基本属性



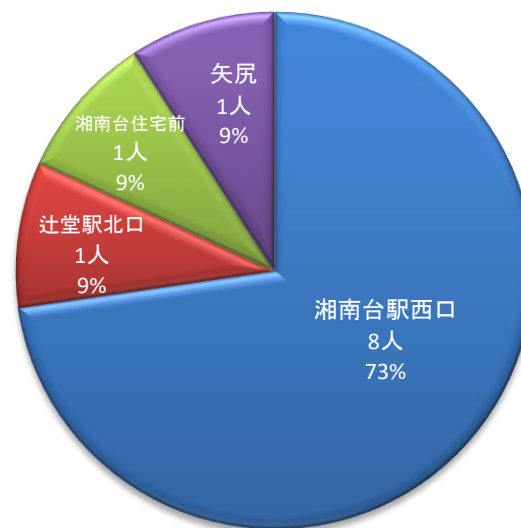
- 回答者の性別の偏りはなかった。
- 年齢層は18歳から29歳までが5割以上を占めた。
- 職業は学生が約5割を占めた。

■ アンケート調査の結果（矢尻バス停） （2）利用頻度及び行き先

利用頻度

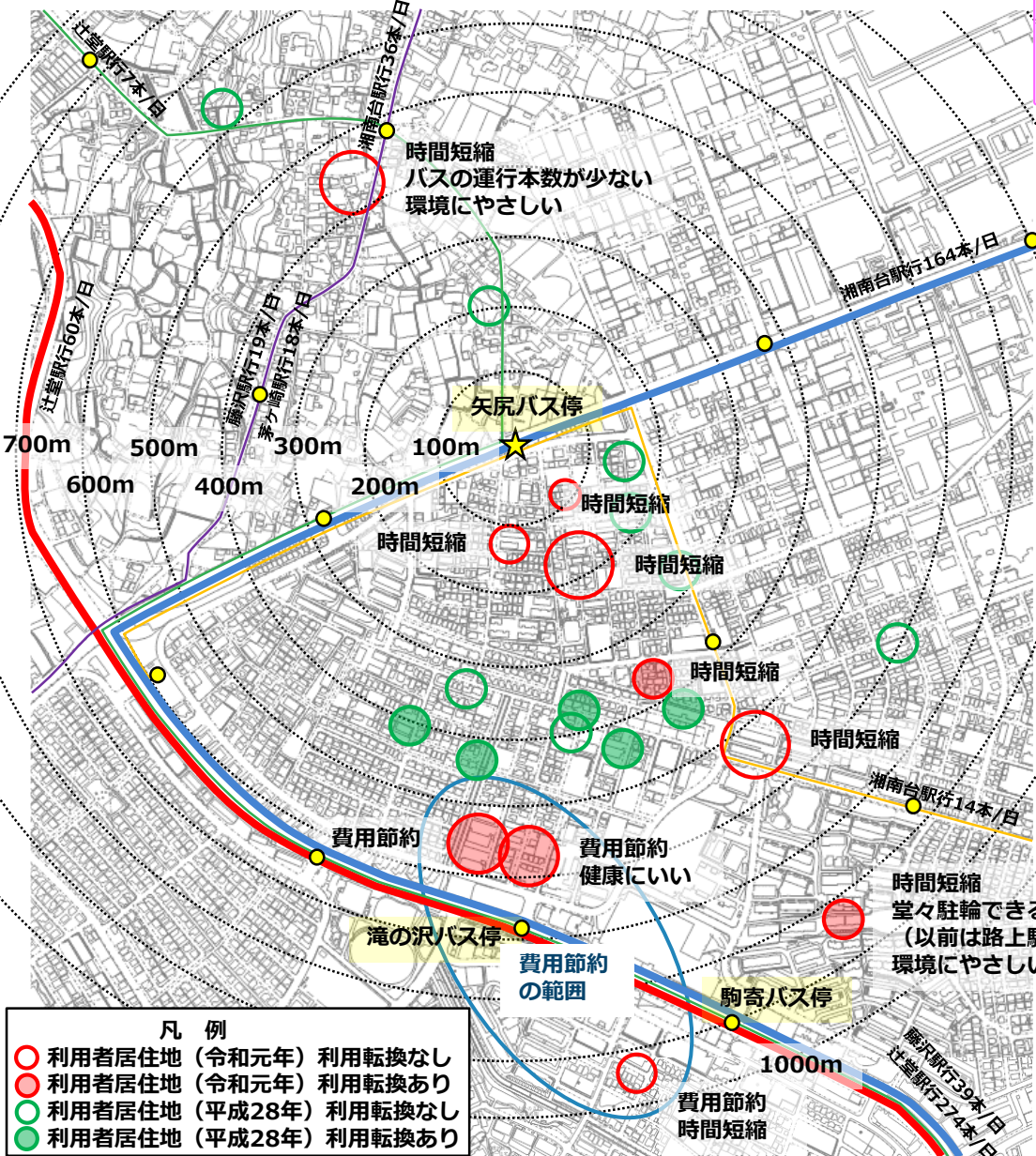


降りるバス停



- 利用頻度は週5、6回が約半数となっている。
- 行き先については、湘南台駅方面がほとんどで、辻堂駅方面に向かう人は1人のみであった。

■ アンケート調査の結果（矢尻バス停）



自宅からの距離

- ・ 100m～1,000mの利用者がいる。
- ・ 湘南ライフタウン側の居住者が多い。

利用の理由

- ・ 目的地までの時間短縮に寄与しているものと考えられる。
- ・ バス路線の運行頻度が高くても料金に抵抗を感じ、自動車で移動をしている人もいる。
- ・ 単に直近の路線バスの運行頻度が多くないために利用している人もいる。

参考

湘南台駅までの料金

駒寄バス停	260円
滝の沢バス停	260円
矢尻バス停	190円

利用転換の要因

- ・ 時間短縮
- ・ 路線バスの利用料金
- ・ バス路線の運行頻度

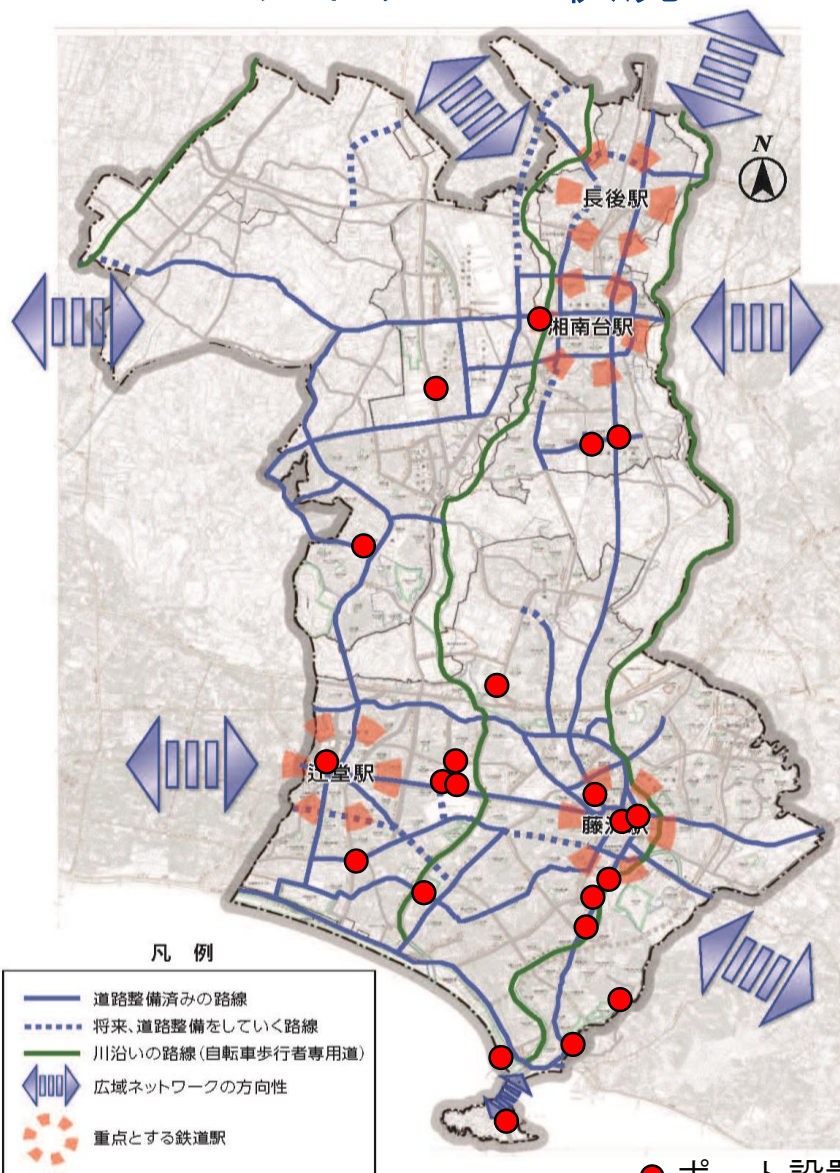
これらの要因が複合的に影響している。

凡例

- 利用者居住地 (令和元年) 利用転換なし
- 利用者居住地 (令和元年) 利用転換あり
- 利用者居住地 (平成28年) 利用転換なし
- 利用者居住地 (平成28年) 利用転換あり

今後も路線バスのサービス水準が高いバス停では継続して取り組む。

■ シェアサイクルの状況について



将来的な自転車ネットワーク路線

● ポート設置箇所
2020年2月時点

事業名：湘南地域シェアサイクル広域
周遊観光実証実験事業

期間：2019年8月30日から
2022年3月31日まで

事業主体：湘南地域自転車観光推進協議会

協働事業者：Open Street株式会社

ポート数：22箇所（藤沢市内）

利用料金：70円/15分、1,000円/12時間

利用状況：

	8月	9月	10月
貸出	162回	243回	251回
返却	162回	231回	246回
合計	324回	474回	497回

■ 身体活動量等に関する掲示

ふじさわサイクルプラン（中短期で取り組む施策P.75）

鉄道駅までの距離、自動車との二酸化炭素排出量の比較や、身体活動量（消費カロリー）について示した道路標識や看板などを設置することを検討します。

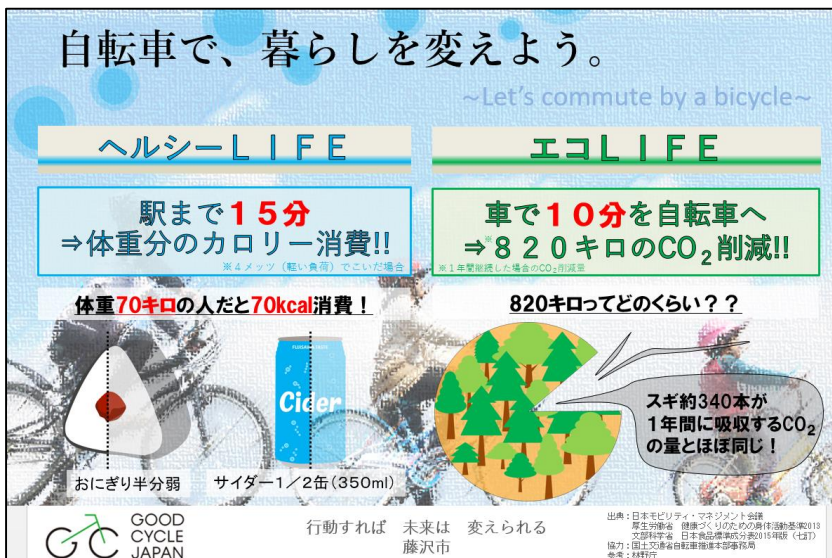
1. 自転車等駐車場でポスター掲示

設置箇所：自転車等駐車場

掲示内容：自転車利用による消費カロリー、
自動車とのCO2排出量の比較

スケジュール：

- 令和元年度設置箇所
- ・ 自転車等駐車場



ポスター掲示内容

2. 道路で掲示

設置箇所：街路灯、カーブミラー等

掲示内容：目的地及び距離

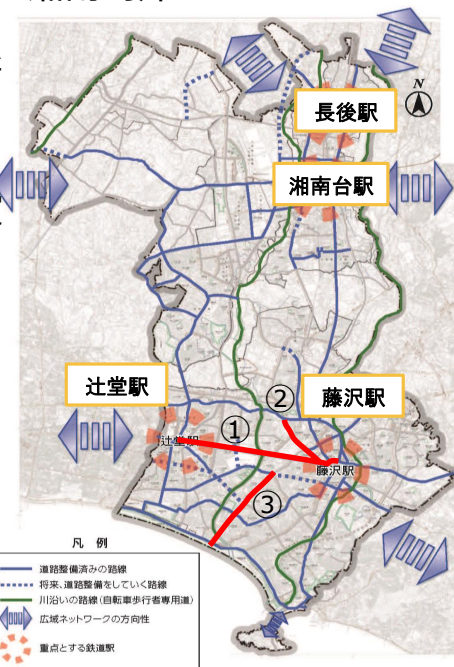
目的地：藤沢駅、辻堂駅、湘南台駅
長後駅、湘南海岸

スケジュール：

- 令和元年度設置箇所
- ① 藤沢駅辻堂駅線
- ② 中学通り線
- 令和2年度設置予定
- ③ 鵜沼海岸線



表示内容



将来的な自転車ネットワーク路線
自転車通行空間整備に伴い
掲示する路線

1. 令和元年度の取組みと令和2年度の予定

～まもる～

1.交通安全啓発活動の拡充

- 自転車マナーアップ運動
（5月、5月以外の月は5日・22日）の実施
- 市内中学校生徒全員へのチラシ配付（夏休み前）約15,200枚



自転車の交通ルール「年齢で変わるよ！」

13歳から・・・
13歳になるまでは、自転車で歩道を通ることができました。でも、13歳になってからは、車道の左側を通らないといけません。

例外・・・自転車に乗って歩道を通れるとき
上の図の標識や道路の標示があるところや、車道で道路工事をしているとき、車道の幅が狭いとき、車が多いときなどは歩道を通ることもできます。

歩道を通るときは、車道側をすずに止まれる速さで通らないといけません。歩行者優先です。歩行者がいたら止まって道をゆずりましょう。

14歳から・・・
14歳からは、自転車で「危険行為」として、交通切符等の取締りを受けたり、交通事故を起こすことを、3年以内に2回以上繰り返すと、「自転車安全運転講習」の受講が求められるようになります。
講習は3時間。講習内容は、テキストや視覚教材を利用した自転車のルール等の再確認です。講習手数料は6,000円。受講命令に従わないと5万円以下の罰金が科せられます。

危険行為の主なもの

- ① 信号無視
- ② 歩道での歩行者妨害
- ③ 車道の右側通行
- ④ 進路踏切への立ち入り
- ⑤ 一時不停止
- ⑥ プレーキ不良自転車の運転

全部で14項目あります。調べてみましょう。また、金なし運転や、携帯電話・スマートフォンをしながら、イヤホンながらの運転も、安全に運転する義務に違反しているので、「危険行為」となることがあります。

ちのんと一時停止して安全を確認！

自転車損害賠償責任保険等の加入が義務化されます！（10月1日から）

神奈川県が自転車の安全で適正な利用の促進と自転車損害賠償責任保険等の加入義務化を主とした条例を制定しました。
2019年10月1日から、自転車利用者、自転車利用者の保護者、自転車を事業で利用する事業者、自転車貸付業者は自転車損害賠償責任保険等に加入しなければなりません。
「自転車損害賠償責任保険等」とは、自転車の利用に起因する事故により他人の生命又は身体を害した場合における損害を補償することができる保険又は其の類のことです。自転車向け保険のほか自動車、火災保険の付帯（個人賠償責任保険）、PTA保険、TSマーク付帯保険などが含まれますので、確認しましょう。
★神奈川県警察ホームページ（URL）「自転車の交通ルール」が記載されています。右（→）のQRコードからアクセスしてみましょう。

藤沢市役所 総務課 交通安全課
〒250-0292 藤沢市藤沢1-1-1
電話：0466-50-8250（直通）

自転車の正しい乗り方！

自転車損害賠償責任保険等の加入義務化も記載

1.交通安全啓発活動の拡充

- 自転車街頭点検の実施（5月の自転車マナーアップ強化月間）

実施年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度
実施箇所数	5箇所	9箇所	8箇所 ※1箇所 雨天中止	7箇所 ※2箇所 雨天中止	7箇所 ※2箇所 雨天中止
実施地区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 片瀬 ・ 明治 ・ 六会 ・ 長後 ・ 遠藤 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鵜沼 ・ 明治 ・ 善行 ・ 六会 ・ 湘南大庭 ・ 湘南台 ・ 長後 ・ 御所見 ・ 遠藤 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鵜沼 ・ 明治 ・ 善行 ・ 六会 ・ 湘南大庭 ・ 湘南台 ・ 御所見 ・ 遠藤 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鵜沼 ・ 六会 ・ 湘南大庭 ・ 湘南台 ・ 長後 ・ 御所見 ・ 遠藤 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鵜沼 ・ 明治 ・ 善行 ・ 湘南大庭 ・ 長後 ・ 御所見 ・ 遠藤
点検台数	261台	719台	572台	238台	336台

1.交通安全啓発活動の拡充

- 各季等の交通安全運動街頭キャンペーンの実施
(市内13箇所)

春 5月13日(月) 399人従事

夏 7月11日(木) 381人従事 (雨天により11箇所)

秋 9月24日(火) 396人従事

年末 12月11日(水) 383人従事

啓発物品と自転車の啓発内容も記載したキャンペーンチラシ
約10,000枚を通行人に配布。

- キャンペーンチラシの内容

春 自転車安全利用五則

夏 自転車損害賠償責任保険等加入義務化

・自転車事故多発地域

秋 夜間のライト点灯義務

年末 ヘルメット着用

1. 交通安全啓発活動の拡充

- 小・中学生交通安全ポスター展
- 交通安全ビデオ・DVDの貸出
- 広報ふじさわ掲載

4月25日号（右図参照）

6月25日号、

9月10日号、

11月25日号に掲載。

広報ふじさわ

5月11日号

家族・地域みんなで交通安全のルールを守ろう

交通安全を守るためには、一人一人が交通ルールを守って、守ることが大切です。この機会に自転車の交通ルールと最新マナーについて考えてみましょう。

ふじさわ市 広報交通安全課 広報課長 山崎 一氏

5月11日～20日 自転車マナーアップ強化月間 ～自転車も のれば車の なかまいり

自転車損害賠償責任保険等の加入が義務化されます

令和2年度は、10月1日から自転車損害賠償責任保険等の加入が義務化されます。保険加入が義務となるのは、自転車利用者が本県内の公道を走行し、自転車を使用する事業者、自転車利用者が、自転車利用の目的は保険会社や自転車保険の加入に同意し、おぼろげにしてください。

自転車の交通ルールやマナーを守りましょう

自転車は歩道や通行できる場合でも、歩行者優先です。歩行者の通行を妨げるような行為をしてはいけません。

- 自転車は軽乗用車です。原則歩道の左側を通行しましょう。
- 番号や、運転手帳に記入しましょう。
- 速度を変更するときは、必ず右方から音が響くように知らせ、周囲の安全を確認しましょう。
- 歩道に歩行者がいない場合、車道歩行者に優先の存在を気づかせましょう。

自転車の点検整備をしましょう

いつもチェックするから大丈夫と思っても、万が一の事故があります。日頃からブレーキやライトの点検整備をしましょう。

地域の声

安全に安心して自転車を使うために

ふじさわ市交通安全課長 山崎 一氏

私たち福知山区交通安全推進委員会では、子どもたちの安全が最大の課題として取り組んでいます。特に、自転車利用に対する危険意識を高めることが、子どもたちの交通安全に繋がります。また、交通安全を促すだけでなく、交通事故による被害を減らすことも、交通安全の目的です。交通安全の推進は、一人一人の取り組みが大切です。ご協力をお願いします。

自転車の交通ルールパンフレットを配布中

交通安全啓発、自転車センターに設置した自転車の交通ルールパンフレットを配布しています。ご利用ください。

自転車街頭点検（無料）

自転車検定所による自転車点検を行います。当日お申し込みください。

と き	と ころ
5月11日(水) 9時～13時	徳島大駅南口センター
13日(金) 9時～13時	福知山駅前センター
15日(日) 9時～13時	豊田駅前センター
17日(火) 9時～13時	高松駅前センター
21日(土) 9時～13時	三好駅前センター
23日(日) 9時～13時	徳島駅前センター
24日(月) 9時～13時	明石駅前センター
28日(金) 9時～13時	徳島市駅前センター
30日(日) 9時～13時	このほか

5月11日～20日 春の全国交通安全運動

子どもと高齢者の安全通行と交通事故防止

- 歩行者は歩道や横断歩道を歩きましょう。
- 歩行者は、歩道でも横断歩道や横断歩道は歩きましょう。

自転車の安全利用の推進

- 自転車は歩道や横断歩道を歩きましょう。
- 自転車は歩道や横断歩道を歩きましょう。

シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

- 自動車やバスに搭乗する際には、必ずシートベルトやチャイルドシートの着用をお願いします。

飲酒運転の根絶

- 飲酒運転は絶対にやめましょう。

二輪車の交通事故防止

- 二輪車の運転には、必ずヘルメットを着用してください。

1. 交通安全啓発活動の拡充

- ホームページ掲載
- 自治会・町内会回覧
- 藤沢市役所サイネージで動画上映
- ダイヤモンドビル1階湘南薬局での動画上映
（12月1日～）
- 市民まつり（9月29日藤沢駅JR自由連絡通路）、Autumn Fes（10月20日辻堂海浜公園）にブース出展
- イトーヨーカドーにて交通安全運動期間周知の協力を依頼等

1. 交通安全啓発活動の拡充

- 2020年（令和2年）2月2日（日）
秋葉台公園 第2駐車場
「Mujiko Festa Fujisawa
（無事故フェスタふじさわ）」開催



2.防犯への意識づけ活動

- 例年10月最終週の月曜日、火曜日に毎年行っている防犯街頭キャンペーンにて周知していたが、令和元年度は発生が多い振り込め詐欺対策を中心としたため、実施しなかった。

3. 自転車環境づくりにあわせた意識の啓発

- 自転車環境づくりにあわせて随時回覧やキャンペーン等実施するもの
- 令和元年度は実施なし。

4. 社会情勢に伴う交通ルール意識への啓発

- ポスター掲示
- チラシ設置
- 交通安全教室の実施（年間約200回）



5. 幼児二人同乗基準に適合した自転車 利用の啓発

- 幼児の交通安全教育担当者研修会の受講者（保育園教諭等）にチラシの配付
- 市民まつり（9月29日藤沢駅JR自由連絡通路）、Autumn Fes（10月20日辻堂海浜公園）に出展した際にチラシ配布

ルールを守って安全に!
3人乗り自転車

子育て中の親にとって
大変便利な3人乗り自転車
(幼児2人同乗用自転車)。
安全に利用するためのルールを
しっかりと守りましょう。

FLOWER CAFE

3人乗りのルールを守りましょう!

- 同乗できるのは6歳未満の幼児2人まで
- 運転者は16歳以上であること
- 安全基準を満たした専用の3人乗り自転車を利用する

詳しくは裏面へ

藤沢市・藤沢市交通安全対策協議会
藤沢警察署・藤沢北警察署

■ 中短期で取り組む施策（抜粋）

基本方針4 まもる ～交通ルールへの遵守～（P. 76～P. 78）

- 車道左側通行など自転車利用ルールの徹底
- 交通安全教育の推進
- 防犯意識づけ活動の実施
- 幼児二人同乗用自転車の
利用の啓発 など



■ 評価指標と進捗状況

評価指標	H36. 3目標	現時点 (当初)
・ 自転車の交通事故件数	・ 200件	R元年 373件 (H24年 478件)
・ 交通安全教室の受講者数	・ 受講者数の前年比5%増	H30年度 21,838人 (H24年度19,912人)

■ 過去5年間の自転車事故の推移

	H 2 7 年	H 2 8 年	H 2 9 年	H 3 0 年	R 元年
発 生 件 数	365	300	418	316	373
死 者 数	0	4	1	0	1
負 傷 者 数	362	293	417	314	379
全事故に占める割合	25.3%	23.2%	29.1%	26.7%	30.8%
(全事故発生件数)	1,443	1,293	1,435	1,182	1,212

■ 過去5年間の交通安全教室の受講者数の推移

	H 2 6 年度	H 2 7 年度	H 2 8 年度	H 2 9 年度	H 3 0 年度
回 数	193	209	203	214	225
人 数	20,736	21,180	20,598	20,808	21,838

2. 藤沢駅周辺の自転車走行空間づくり

資料「鉄道駅周辺の自転車通行空間整備計画書（案）」参照

3. 藤沢市自転車活用推進計画 (中間報告)

■ 前回協議会のおさらい

● 前回協議会の協議内容

- ・ 自転車活用推進法の施行に伴い、市及びふじさわサイクルプラン推進連絡協議会は市町村自転車活用推進計画（市推進計画）の策定を検討していく。
- ・ 「ふじさわサイクルプラン」は、国が求める市推進計画の内容を満たしていることを確認した（「地方版自転車活用推進計画策定の手引き（案）」の内容を確認）。
- ・ 市推進計画策定の機会を捉え、実効性を高めるために「ふじさわサイクルプラン」を見直し、実施計画（自転車走行空間整備、駐輪環境整備）を追加した上で、市推進計画に位置付ける。

【ふじさわサイクルプラン（現在）】 + 【実施計画】 = 【ふじさわサイクルプラン（新）】
（藤沢市自転車活用推進計画）

- ・ 市推進計画の策定は、県の推進計画（今年度策定予定）の内容を確認してから行う。
- ・ 市推進計画の検討にあたり、本協議会の委員に市道の管理者を追加する。

● 前回協議会における委員からの意見

- ・ 健康に関する観点は重要
- ・ パーキングメーター用地（藤沢駅南口）での駐輪場確保の検討
- ・ 図書館の移動に伴う放置自転車への対策
- ・ 交通事故の増加に対応した交通ルールの啓発をすべき

本日は、
①自転車活用推進法の趣旨確認
②自転車活用推進計画（国）の検討施策の紹介
③追加する実施計画の内容確認

をします。

■ 自転車活用推進法と「ふじさわサイクルプラン」

● 自転車活用推進法施行の背景

昭和45年 自転車道の整備等に関する法律 → 自転車道の整備

昭和55年 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律

→ 放置自転車対策、交通事故防止対策

新たな課題

自転車の活用によって、
①『環境負荷の低減』
②『災害時における交通機能の維持』
③『健康増進』
を図ること

平成26年『ふじさわサイクルプラン』策定

『自転車活用推進法』の施行（平成28年）

法の基本理念

- ・ 自転車は環境にやさしく、災害時に機動的である。
- ・ 自転車の利用増進により、自動車への依存度を低減することが、健康増進や交通混雑の緩和につながる。
- ・ 自転車の活用推進は、交通体系における自転車による交通の役割を拡大することを旨として行う。
- ・ 自転車の活用推進は、交通の安全を確保しながら行う。

● 『ふじさわサイクルプラン』における自転車の活用

自転車の利用が進み、自動車の依存度が低減（自動車交通手段分担率の減少）することにより、①環境負荷の低減や③健康増進（自動車からの転換によるもの）が図られる。

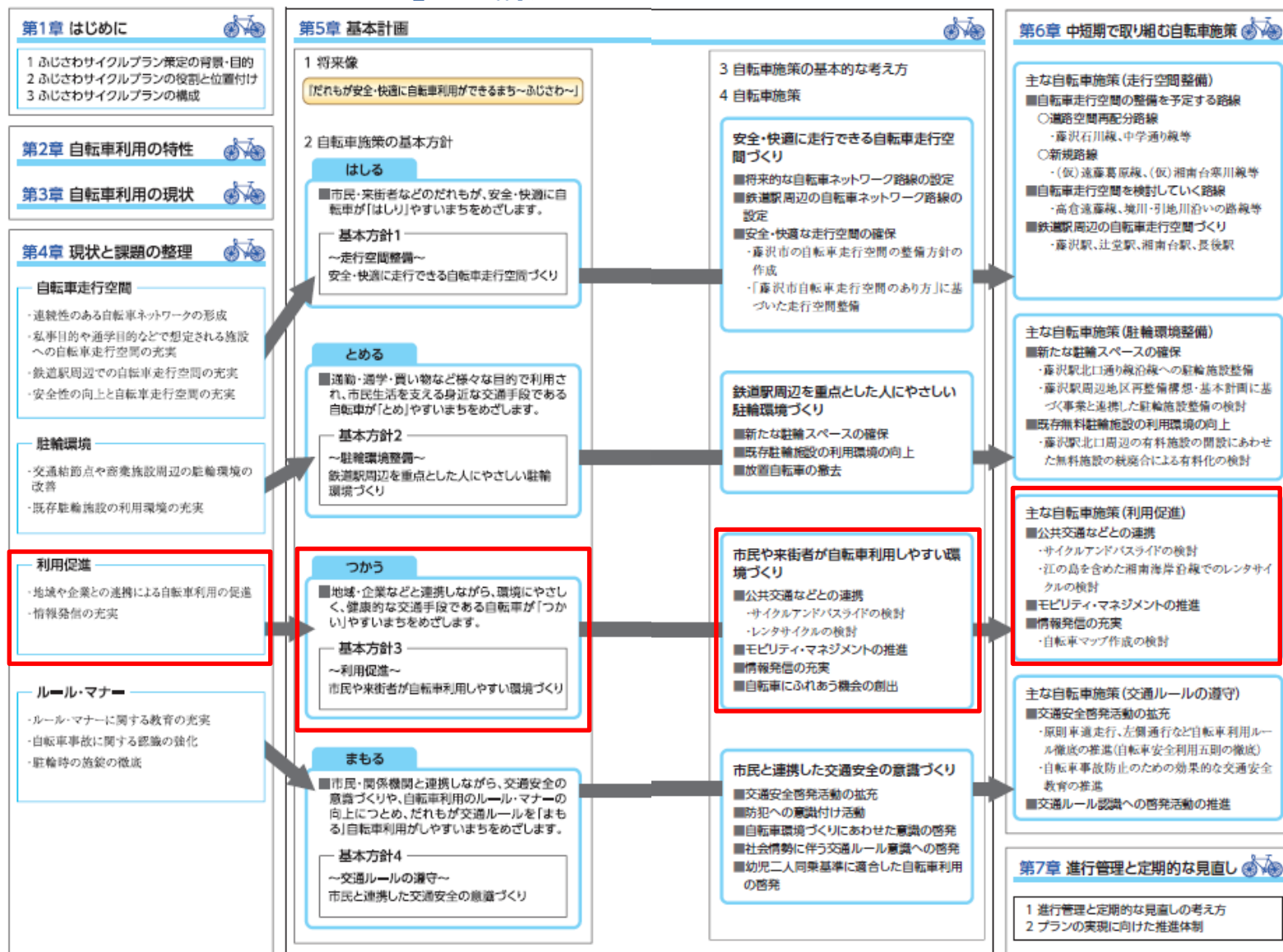
● 今後の見直し検討項目（案）

- ・ 健康増進（レジャー等の利用推進）
- ・ 災害時における交通機能の維持
- ・ （自転車を活用した観光の取組）

これらの内容は今後の改定に合わせ、全体の構成から変えていく必要がある。

3. 自転車活用推進計画（中間報告）

「ふじさわサイクルプラン」の構成



健康・災害時利用・観光に関する、

現状把握の追加、「つかう」の基本方針の修正、施策の追加、といった全面改訂が必要とな

■ 国の自転車活用推進計画（健康・災害時利用）

目標 サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現

施策 サイクルスポーツ振興の推進

①公園等の有効利用の促進

- ・サイクルスポーツを身近で慣れ親しめるよう、公園内におけるサイクリングロードの整備や公道の一時的な通行規制による練習環境の創出等を促進する。

施策 自転車を活用した健康づくりの推進

①健康増進の広報啓発

- ・運動習慣者の割合の増加を達成するため、自転車を活用した健康づくりに関する広報啓発を実施する。

②健康増進と連携した観光事業の促進

- ・自転車を活用した健康コンテンツと観光と連携した事業の導入、広報活動を検討する。

③健康増進効果に関する調査研究

- ・自転車活用による健康増進や医療費に与える影響等に関する国内外の科学的知見の収集や、国内における自転車の活用による医科学的効果に関する調査研究を検討する。

施策 自転車通勤等の促進

①自転車通勤の広報啓発

- ・企業等への呼びかけ等により、自転車通勤等を促進する。 → **現在の記載事項**

②地方公共団体の庁舎における駐輪場の整備

- ・庁舎への駐輪場整備、シェアサイクル事業者によるサイクルポート設置へ協力する。 → **実施中**

目標 自転車事故のない安全で安心な社会の実現

施策 災害時における自転車活用の推進

①災害時における正しい自転車利用の推進

- ・被災状況の把握や住民の避難等、災害時における自転車の活用について検討する。

②庁舎等への自転車配備

- ・被災状況の迅速な把握のため、地方公共団体の庁舎等に自転車を配備し、訓練を重ねる等により危機管理体制を強化する。

■ ふじさわサイクルプラン【実施計画】

（１）計画の役割

ふじさわサイクルプラン【実施計画】では、「ふじさわサイクルプラン（２０１４年（平成２６年）３月）」の“第６章 中短期で取り組む自転車施策”で示す以下の取組みに対し、整備の箇所と実施スケジュールを示します。

基本方針１「はしる」～走行空間整備～

安全・快適に走行できる自転車走行空間づくり

施策	取組み
1 自転車走行空間づくり	●自転車走行空間の整備
2 鉄道駅周辺の自転車走行空間づくり	●藤沢駅、辻堂駅、湘南台駅、長後駅周辺の自転車走行空間づくり
3 先導的に取り組む路線以外の路線への当面の対応について	●左側通行を促す路面標示など

基本方針２「とめる」～駐輪環境整備～

鉄道駅周辺を重点とした人にやさしい駐輪環境づくり

施策	取組み
1 新たな駐輪スペースの確保	●自転車交通量が多い鉄道駅周辺における新たな駐輪施設の整備
2 既存駐輪施設の利用環境の向上	●既存無料駐輪施設の有料化の検討
	●既存駐輪施設の利便性を高める方策の検討

（２）計画の期間

「ふじさわサイクルプラン」の基本計画では、2030年を見据えた自転車施策の方針を示していることから、本計画の計画期間は、2020年度から2030年度までとします。

（３）計画区域

計画の対象区域は、本市全域とします。

➤ 走行空間整備

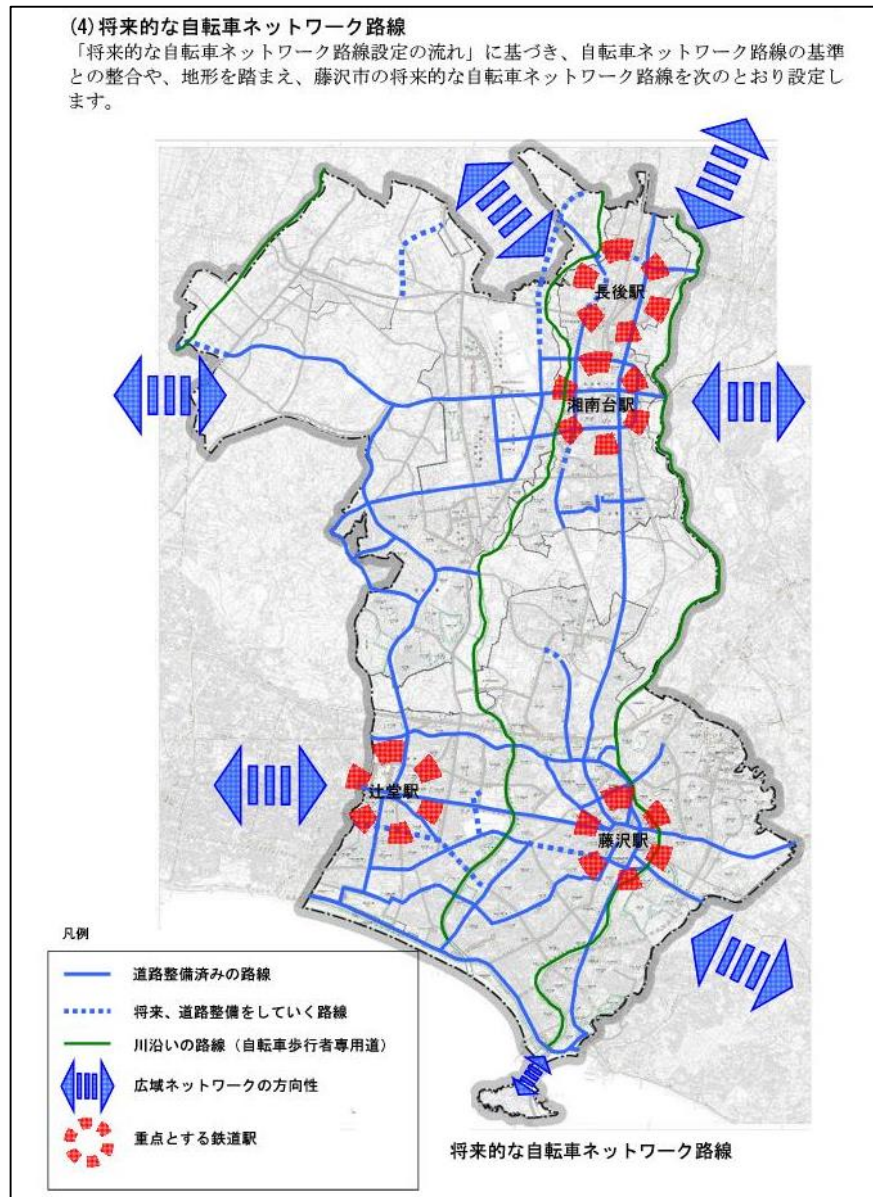
1. 走行空間整備実施計画について

ふじさわサイクルプランの将来的な自転車ネットワーク路線の実施計画として「自転車走行空間づくり」、「鉄道駅周辺の自転車走行空間づくり」、「先導的に取り組む路線以外の路線」について、整備路線・整備区間・整備延長・整備形態・整備年度を示します。

2. 走行空間整備実施計画の構成

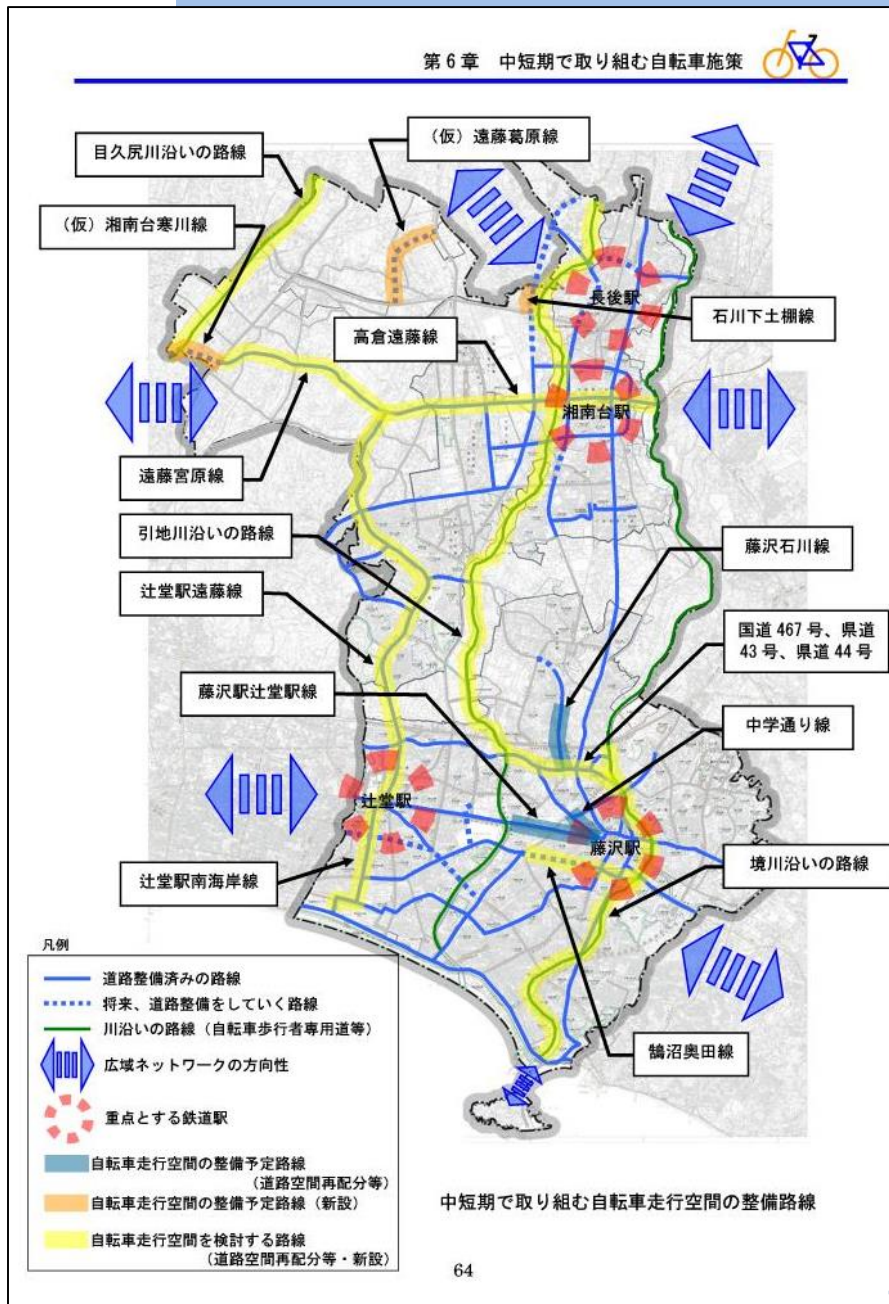
- (1) 実施計画整備スケジュール
- (2) 実施計画整備路線図
- (3) 実施計画整備路線一覧表
- (4) 実施計画路線シート

※ふじさわサイクルプランの将来的な自転車ネットワーク路線とは



※走行空間整備の中短期で取り組む自転車施策とは

施策	
1 自転車走行空間づくり	1-1 自転車走行空間の整備を予定する路線 ・道路空間再配分等 ・新設 1-2 自転車走行空間を検討していく路線 ・道路空間再配分等 ・新設
2 鉄道駅周辺の自転車走行空間づくり	藤沢駅周辺 辻堂駅周辺 湘南台駅周辺 長後駅周辺
3 先導的に取り組む路線以外の路線への当面の対応について	左側通行を促す路面標示など （上記以外の、将来的な自転車ネットワーク路線）



➤ 走行空間整備

1. 走行空間整備実施計画について

ふじさわサイクルプランの将来的な自転車ネットワーク路線の実施計画として「自転車走行空間づくり」、「鉄道駅周辺の自転車走行空間づくり」、「先導的に取り組む路線以外の路線」について、整備路線・整備区間・整備延長・整備形態・整備年度を示します。

2. 走行空間整備実施計画の構成

- (1) 実施計画整備スケジュール
- (2) 実施計画整備路線図
- (3) 実施計画整備路線一覧表
- (4) 実施計画路線シート

3. 自転車活用推進計画（中間報告）

2. 走行空間整備実施計画の構成

(1) 実施計画整備スケジュール（案）

「ふじさわサイクルプラン」における「中短期で取り組む施策」の項目ごとに分類 ⇒ サイクルプラン上の位置付け

整備路線・整備延長・整備形態・整備スケジュールを記載

【実施計画整備スケジュール】

イメージ

中短期で取り組む自転車施策 基本方針1「はしる」～走行空間整備～施策	No.	整備路線	整備延長 (km)	整備形態	中短期で取り組む自転車施策の計画期間(2014年3月～2024年3月)												
					過年度	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)	2030年度 (令和12年度)	
1-1.自転車走行空間づくり 整備予定路線 (道路空間再配分等)	29	緑沢石川線Ⅳ	0.39	自転車歩行者道	既存の自転車歩行者道を活用												
	30	緑沢石川線Ⅴ	0.54	自転車専用通行帯	道路整備に併せて自転車走行空間の整備を実施												
	⋮																
1-1.自転車走行空間づくり 整備予定路線 (新設)	11	石川下土棚線Ⅰ	0.37	自転車専用通行帯	道路整備に併せて自転車走行空間の整備を実施												
	72	造藤葛原線Ⅰ	0.58	自転車専用通行帯1.5m	道路整備に併せて自転車走行空間の整備を実施												
	⋮																
1-2.自転車走行空間づくり 検討路線 (道路空間再配分等)	7	高倉遠藤線Ⅰ	0.75	自転車歩行者道	既存の自転車歩行者道を活用												
	8	高倉遠藤線Ⅱ	1.87	自転車歩行者道	道路整備に併せて自転車走行空間の整備を実施												
	⋮																
1-2.自転車走行空間づくり 検討路線(新設)	53	鶴沼奥田線Ⅰ	1.08	自転車専用通行帯		整備											
	77	藤沢駅周辺	5.76	自転車ビクトグラム【左側通行】	整備計画	整備											
	78	辻堂駅周辺	—	自転車ビクトグラム【左側通行】			整備計画	整備									
⋮																	
3.先導的に取り組む路線以外の路線	4	善行長後線Ⅰ	0.63	自転車専用通行帯			整備										
	20	亀井野二本松線	2.25	自転車専用通行帯1.0m				整備									
	⋮																

2. 走行空間整備実施計画の構成 (2) 実施計画整備路線図（案）

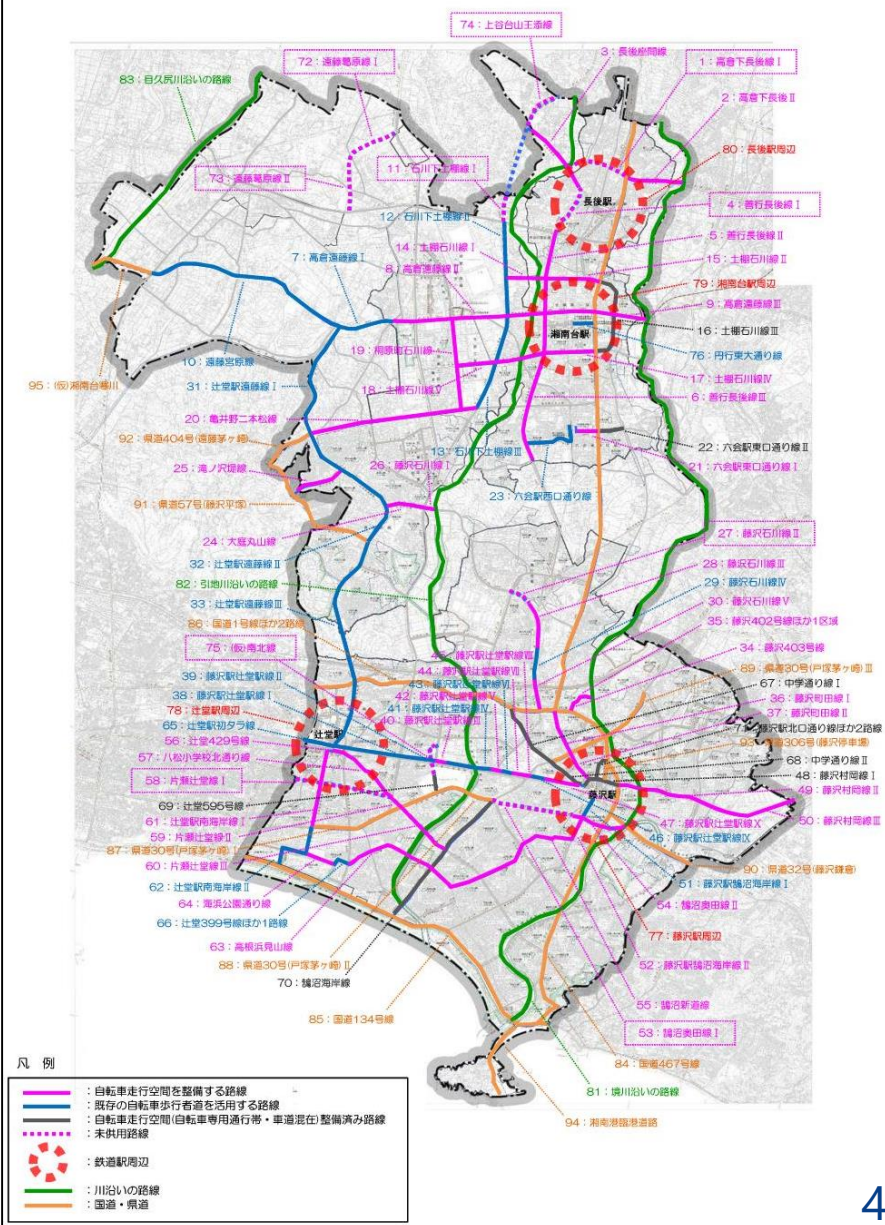


拡大図



【実施計画整備路線図（将来的な自転車ネットワーク路線）】
（出典：ふじさわサイクルプラン 平成26年3月）

イメージ



- 凡例
- 自転車走行空間を整備する路線
 - 既存の自転車歩行者道を活用する路線
 - 自転車走行空間(自転車専用通行帯・車道混在)整備済み路線
 - - - 未供用路線
 - 鉄道駅周辺
 - 川沿いの路線
 - 国道・県道

3. 自転車活用推進計画（中間報告）

2. 走行空間整備実施計画の構成

(3) 実施計画整備路線一覧表（案）

【No】
実施計画整備路線図に対応した
番号

【整備区間】
整備区間の起点と終点の位置を
記載
【整備延長】
整備する距離を記載

「ふじさわサイクルプラン」における
「中短期で取り組む施策」の項目ごとに分類
⇒サイクルプラン上の位置付け

イメージ

【実施計画整備路線一覧表】

No.	整備路線	整備区間	整備延長 (km)	整備形態	整備年度	中短期で取り組む 自転車施策 基本方針1「はしる」 ～走行空間整備～ 施策
1	高倉下長後線Ⅰ	長後163-1地先～高倉2301-1地先	0.96	自転車専用通行帯1.0m		3.先導的に取り組む路線以外の路線
2	高倉下長後線Ⅱ	高倉2301-1地先～高倉1526地先	0.58	自転車ピクトグラム【左側通行】		3.先導的に取り組む路線以外の路線
3	長後座間線	長後591地先～長後1993地先	1.19	車道混在1.0m(矢羽根0.75m)		3.先導的に取り組む路線以外の路線
4	善行長後線Ⅰ	下土棚260-1地先～下土棚512-1地先	0.63	自転車専用通行帯		3.先導的に取り組む路線以外の路線
5	善行長後線Ⅱ	湘南台3-35-1地先～下土棚260-1地先	1.70	自転車専用通行帯1.0m		3.先導的に取り組む路線以外の路線
6	善行長後線Ⅲ	石川3822-1地先～湘南台3-35-1地先	1.59	自転車専用通行帯1.0m		3.先導的に取り組む路線以外の路線
7	高倉遠藤線Ⅰ	遠藤6568地先～遠藤3216地先	0.75	自転車歩行者道		1-2.自転車走行空間づくり 検討路線(道路空間再配分等)
8	高倉遠藤線Ⅱ	遠藤3216地先～円行2005地先	1.87	自転車歩行者道		1-2.自転車走行空間づくり 検討路線(道路空間再配分等)
9	高倉遠藤線Ⅲ	円行2005地先～湘南台6-14-7地先	1.54	自転車専用通行帯1.5m		1-2.自転車走行空間づくり 検討路線(道路空間再配分等)
10	遠藤宮原線	宮原1162地先～遠藤6568地先	2.82	自転車歩行者道		1-2.自転車走行空間づくり 検討路線(道路空間再配分等)

【整備路線】
整備路線名等を記載

【整備形態】
どのような整備を行うのかを記載

【整備年度】
整備を予定する年度
整備済みの場合⇒整備済

2. 走行空間整備実施計画の構成 (4) 実施計画路線シート（案）

案内図

整備区間
整備延長
整備形態
整備年度
中短期で取り組む
自転車施策

現況写真

実施計画路線シート

善行長後線Ⅱ

イメージ

No. 5

【案内図】



整備区間	湘南台3-35-1地先～下土棚260-1地先
整備延長	1.70km
整備形態	自転車専用通行帯1.0m
整備年度	令和3年度
中短期で取り組む自転車施策	3.先導的に取り組む路線以外の路線

【現況写真】



➤ 走行空間整備

3. 「先導的に取り組む路線以外の路線」の優先順位の考え方

- ・先導的に取り組む路線とネットワークする路線であるか。
- ・鉄道駅周辺の自転車走行空間とネットワークする路線であるか。
- ・整備済路線とネットワークする路線であるか。
- ・「ふじさわサイクルプラン推進連絡協議会」において、整備スケジュールを示している路線であるか。
- ・路線の重要性（「自転車交通量が多い路線」、「学校などへのアクセス路線」、「商業施設へのアクセス路線」、「既存路線等とつながる路線」、「事故発生等、危険個所を含む路線」、「鉄道駅周辺へ向かう路線」）に該当する路線であるか。
- ・舗装修繕計画の修繕年度との整合を図る路線であるか。
- ・基準の整備形態で整備が可能な路線であるか。
- ・道路改良が必要な路線であるか。
- ・用地買収が必要な路線であるか。

➤ 駐輪環境整備

1. 駐輪環境整備実施計画について

駐輪施設整備の実施計画として「新たな駐輪施設の整備」、「既存無料駐輪施設の有料化」、「既存駐輪施設の利便性を高める方策」について、整備区分・整備箇所・計画収容台数・整備年度を示します。

2. 駐輪環境整備実施計画の構成

- (1) 実施計画整備スケジュール
- (2) 実施計画位置図
- (3) 実施計画整備箇所一覧表
- (4) 実施計画整備箇所シート

2. 駐輪環境整備実施計画の構成

(1) 実施計画整備スケジュール（案）

「ふじさわサイクルプラン」における
「中短期で取り組む施策」の項目ごとに分類
⇒サイクルプラン上の位置付け

「ふじさわサイクルプラン」における
「中短期で取り組む施策」に沿った整備区分
①新設 ②増築 ③有料化 ④機械化

イメージ

【実施計画整備スケジュール】

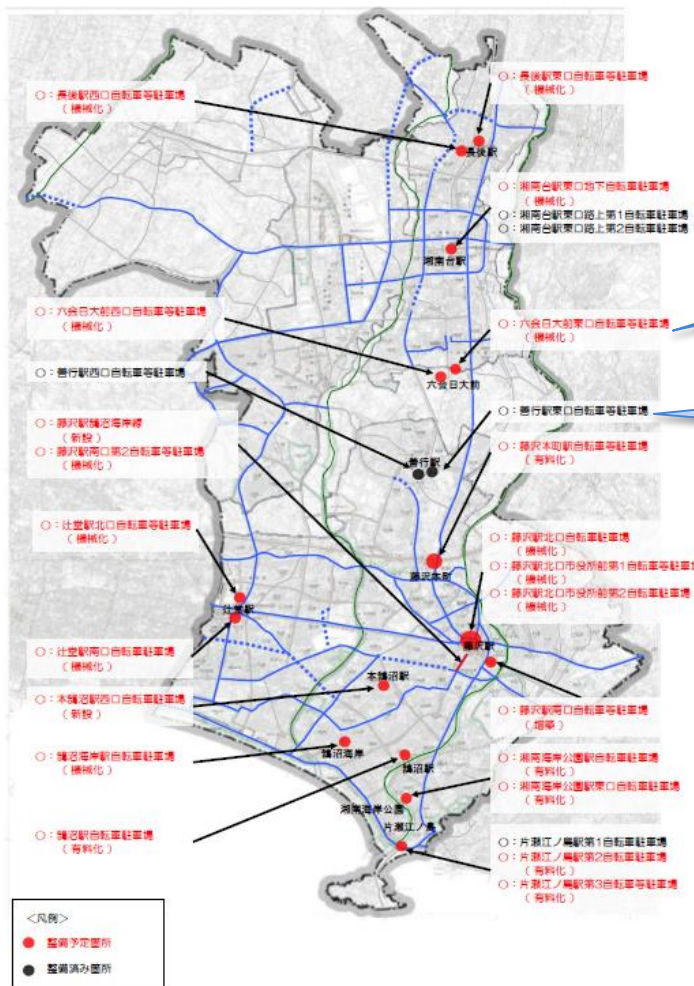
中短期で取り組む自転車施策 基本方針2「とめる」 ～駐輪環境づくり～	番号	場所・施設名	整備区分	車種	過年度	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)	2030年度 (令和12年度)
1-1 新たな駐輪施設の整備	1	藤沢駅鶴沼海岸線周辺	新設	自転車	関係機関調整	整備	整備									
	2	藤沢駅南口自転車等駐車場	増築	自転車	調査・測量・用地交渉	整備										
	3	本橋沼駅西口自転車駐車場	新設	自転車					西口の候補地調査・交渉 (民間補助金、市施工)	民間補助 or市整備						
2-1 既存無料施設の有料化	4	片瀬江ノ島駅第1自転車駐車場	有料化	自転車	整備											
	5	片瀬江ノ島駅第3自転車等駐車場	有料化	自転車・バイク	整備											
	6	片瀬江ノ島駅第2自転車駐車場	有料化	自転車	委託	利用実 態調査	整備or 閉鎖									
		⋮														
2-2 既存駐輪施設の利便性を高める方策	17	藤沢駅南口自転車等駐車場	機械化	自転車・バイク				機械化								
	18	藤沢駅南口第2自転車駐車場	機械化	自転車・バイク					機械化							
	19	藤沢駅北口自転車駐車場	機械化	自転車・バイク						機械化						
		⋮														

2. 駐輪環境整備実施計画の構成

(2) 実施計画位置図（案）

【実施計画位置図】
 (出典：ふじさわサイクルプラン 平成26年3月)

イメージ



○：～～駐車場
 ⇒整備予定箇所

○：～～駐車場
 ⇒整備済み箇所

2. 駐輪環境整備実施計画の構成

(3) 実施計画整備箇所一覧表（案）

サイクルプラン上の位置づけ

【場所・施設名】
駐輪場名や道路名などを記載

【整備概要】
どのような整備を行うのかを記載

イメージ

【実施計画整備箇所一覧表】

中短期で取り組む自転車施策 基本方針2「とめる」 ～駐輪環境づくり～	番号	場所・施設名	整備区分	計画収容台数	利用可能車種（収容台数内訳）			整備概要	整備年度
					自転車	原付	自動二輪		
1-1 新たな駐輪施設の整備	1	藤沢駅鎮沼海岸線周辺	新設	約〇〇〇台	約〇〇台	約〇〇台	約〇〇台	ゲート式、自転車：垂直二段式ラック、原付用：個別ロック	令和3年度～令和4年度
	2	藤沢駅南口自転車等駐車場	増築	約〇〇〇台	約〇〇台	約〇〇台	約〇〇台	ゲート式、垂直二段式ラック	令和4年度
	3	本鎮沼駅西口自転車駐車場	新設	約〇〇〇台	約〇〇台	約〇〇台	約〇〇台		
2-1 既存無料施設の有料化	4	片瀬江ノ島駅第1自転車駐車場	有料化	約〇〇〇台	約〇〇台	約〇〇台	約〇〇台	個別ロック	令和元年度整備済
	5	片瀬江ノ島駅第3自転車等駐車場	有料化	約〇〇〇台	約〇〇台	約〇〇台	約〇〇台		
	6	片瀬江ノ島駅第2自転車駐車場	有料化	約〇〇〇台	約〇〇台	約〇〇台	約〇〇台		
		⋮							
2-2 既存駐輪施設の利便性を高める方策	17	藤沢駅南口自転車等駐車場							
	18	藤沢駅南口第2自転車駐車場							
	19	藤沢駅北口自転車駐車場							
		⋮							

【計画収容台数】
整備箇所の計画収容台数を記載
※整備済みの場合⇒実際の収容台数を記載

【整備年度】
事前調整・検討期間は含めない期間
※整備済みの場合⇒〇〇年度整備済

2. 駐輪環境整備実施計画の構成

(4) 実施計画整備箇所シート（案）



2. 駐輪環境整備実施計画の構成

(4) 実施計画整備箇所シート（案）

イメージ



藤沢駅南口自転車等駐車場

No. O-I

【案内図】

整備年度	令和3年度～令和4年度	
整備箇所	藤沢駅南口自転車等駐車場	
整備区分	増築	
計画収容台数	約〇〇〇台	
内訳	自転車	約〇〇台
	原付	約〇〇台
	自動二輪	約〇〇台
整備概要	前輪ラック	

【現況写真】

案内図

整備内容
 整備年度
 整備箇所
 整備区分
 計画収容台数
 整備概要

現況写真

4. 藤沢市自転車走行空間のあり方の改定について

<主な改定点>

- ①自転車通行帯を追加
- ②歩道のない道路の整備形態：自転車ピクトグラム【左側通行】の追加
- ③車道混在暫定形態時の車線幅員の基準を変更
- ④交差点内の矢羽根の設置間隔の変更

※2020年3月の改定を予定しています。

①自転車通行帯を追加

【改定理由】

平成31年4月25日に「道路構造令の一部を改正する政令」が施行され、自転車通行空間の確保を推進するため、「自転車通行帯」が新たに規定された。

これに伴い、「藤沢市道の構造の技術的基準を定める条例」についても所要の改正を行ったことから、「藤沢市自転車走行空間のあり方」についても、所要の改正を行う。

【現行版】

- ◆自転車通行帯の記述なし。



【改定（案）】

- ◆用語の定義ほか必要な箇所について、「自転車通行帯」を追加する。
- ◆その他、「自転車通行帯」の追加に伴う変更部分を修正する。

②歩道のない道路の整備形態

：自転車ピクトグラム【左側通行】の追加

【改定理由】

歩道が設置されていない狭い道路で歩行者空間を確保した上で「車道混在」の整備が困難な場合、「自転車ピクトグラム【左側通行】」に代えて整備することにより、自転車走行空間の整備の推進を図るため。

【現行版】

◆歩道が設置されていない箇所

自転車走行空間の整備を行う場合には、歩行者の空間を道路の左側端に確保した上、その内側に「車道混在」の空間を設けることが考えられる。



【改定（案）】

◆歩道が設置されていない箇所

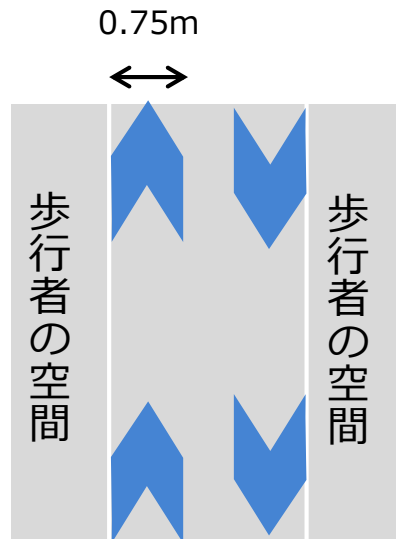
自転車走行空間の整備を行う場合には、**原則**、歩行者の空間を道路の左側端に確保した上、その内側に「車道混在」の空間を設けることとする。

ただし、幅員の確保が困難な路線や取付道路が多い路線で、「車道混在」の空間整備が困難な場合は、「自転車ピクトグラム【左側通行】」に代えて整備することができる。

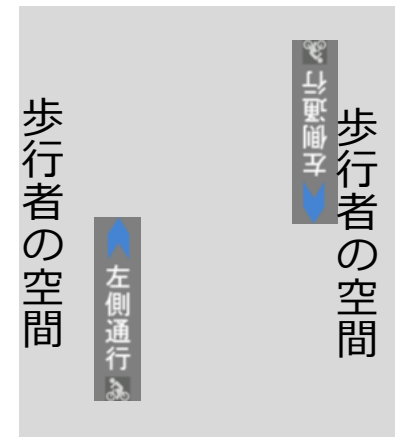
②歩道のない道路の整備形態 ：自転車ピクトグラム【左側通行】の追加

歩道がない道路

現行版：車道混在



改定（案）：自転車ピクトグラム【左側通行】の追加



③車道混在暫定形態時の車線幅員の基準を変更

【改定理由】

車道混在暫定形態時に車線幅員確保の基準を設けてしまうと、矢羽根が引けなくなる路線や区間が発生し、自転車走行空間の連続性が保てないことなど、整備上の不具合や安全性の課題を解消するため。

【現行版】

◆車道混在

車道（自動車）の幅員については、完成形態では3.0m、暫定形態のバス路線では2.75m以上、それ以外は2.5mを確保するものとする。

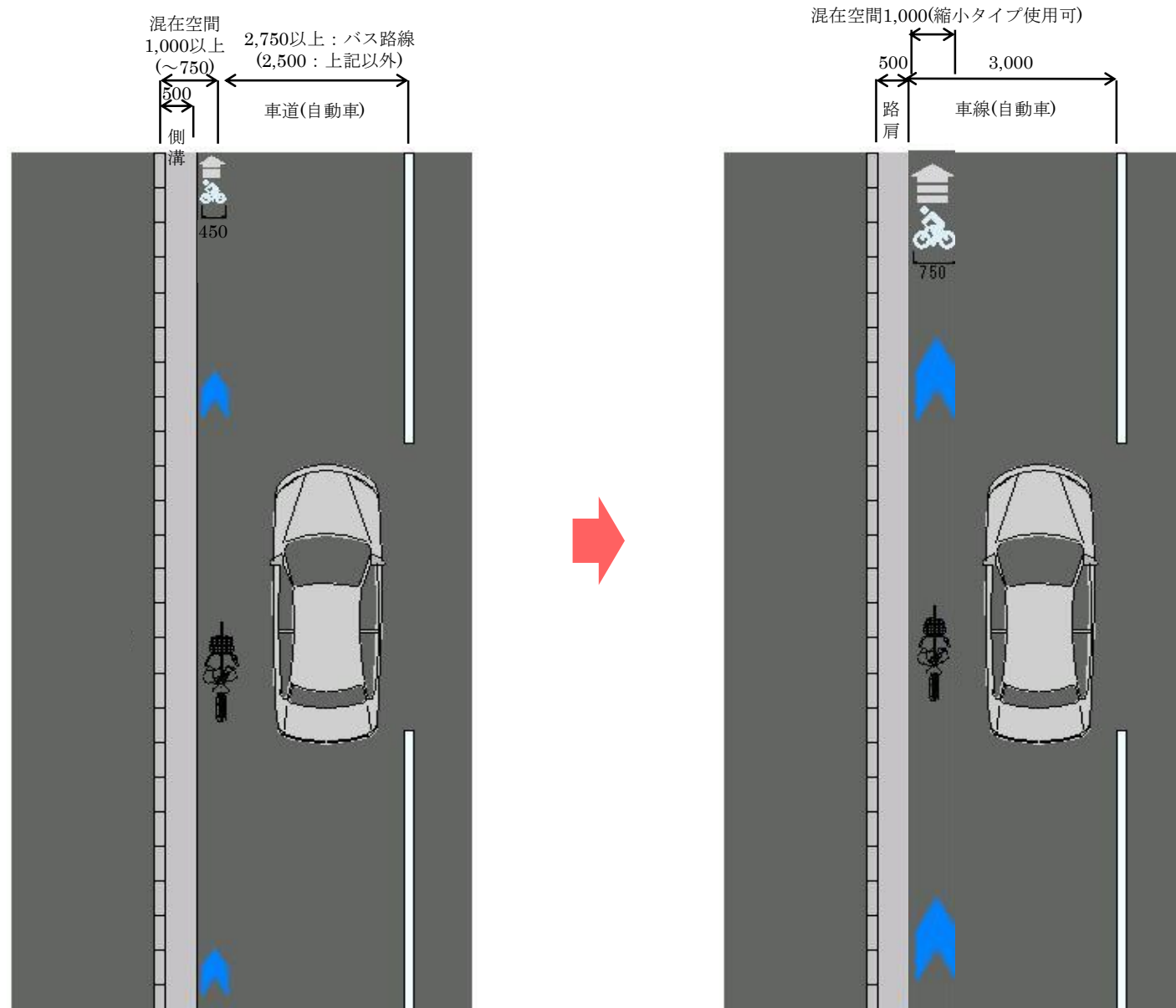


【改定（案）】

◆車道混在

車道左側部の車線内の矢羽根及び自転車ピクトグラムの設置にあたっては、路線ごとの利用状況を勘案し、交通管理者と協議して決定するものとする。

③車道混在暫定形態時の車線幅員の基準を変更



現行版：暫定形態（車道混在）

改定（案）：車道混在（車線内タイプ）

④交差点内の矢羽根の設置間隔の変更

【改定理由】

交差点内及び取付道路箇所の矢羽根の設置間隔について、現行の2 mに最低1箇所以上から、交差点は原則3 mに1箇所以上、取付道路は原則4 mに1箇所以上に変更することにより、効率的な整備の推進を図るため。

【現行版】

◆交差点内の明示

取付道路等の矢羽根の設置は、交差点内の2 mに最低1箇所以上、矢羽根を設置する。



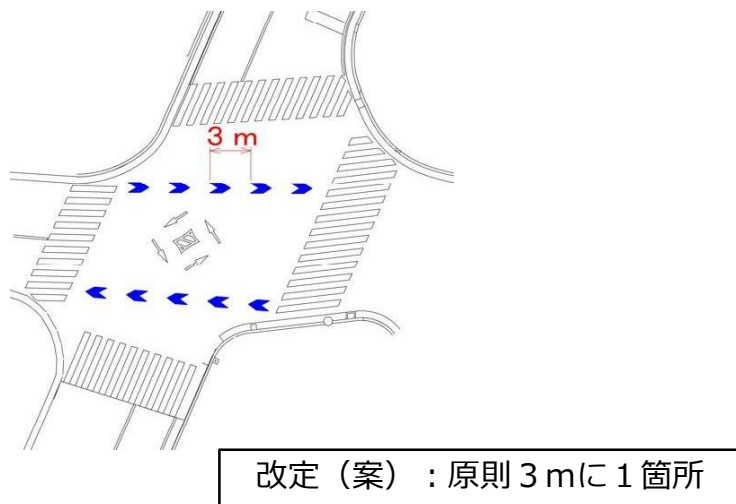
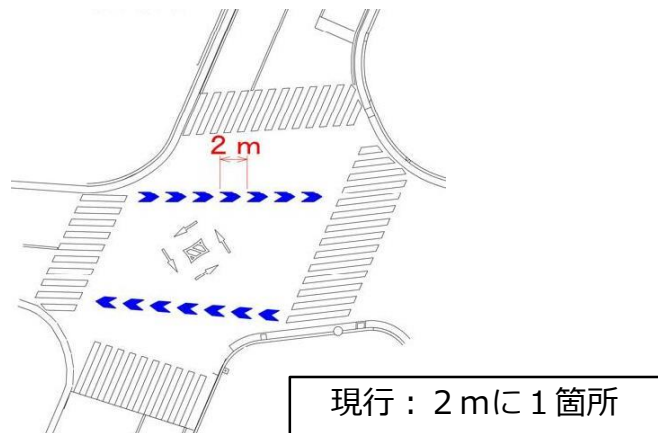
【改定（案）】

◆交差点内の明示

交差点内の矢羽根の設置間隔は、原則3 mに最低1箇所以上とする。
取付道路の取り付け部は、原則4 mに最低1箇所以上とする。

④交差点内の矢羽根の設置間隔の変更

交 差 点



交 差 点

